

## 62 近代検徴制度の導入と英国

### 「伝染病予防法」——外務省資料・

英国国立公文書館資料を中心に——

大川 由美

明治五年の「娼妓解放令」公布以降に成立したと考えられる近代日本の公娼制度は、その成立過程からヨーロッパの「規制主義」の影響を受けたことは明らかである。「規制主義」の主たる方法である「検徴制度」を明治日本にも導入したことにより、売買春の近代的制度化と近代的統制が展開されることとなる。

幕末から明治五年にかけて日本各地で検徴が行われていたことは、松本良順の『蘭疇自伝』をはじめ諸記録に残されているが、「検徴制度」の導入がどのような経過でなされていったのかは、未だ不明である。また日本での「検徴制度」と「伝染病予防法」との関連を指摘しているのは、管見では古賀十二郎の『西洋醫術傳來史』のみである。本報告では、日本に於ける「検徴制度」の導入

過程を英国の「伝染病予防法 Contagious Diseases Prevention Acts」との関連で見ることにより、その一端を明らかにしたい。

英国の「伝染病予防法 Contagious Diseases Prevention Acts」は一八六四年、性病の伝染予防のため制定され、軍港・軍事基地所在地に適用された。警察官が売春婦と見なした女性には強制的に検診を受けさせるという内容で、この法令が制定されると女性の人權擁護の立場から全国的な反対運動が展開された。ジョセフィン・バトラーを中心とするフェミニストたちの運動の結果、この法令は一八八六年に英国国内では廃止される。しかし本国での廃止後も世界各地の植民地及び海軍駐屯地では実施され続けたのである。

外務省関係資料によれば、明治五年十月二日の「娼妓解放令」公布直後の十月十日、英国代理公使ワトソンは副島外務卿宛の公文書で「解放令」公布による梅毒蔓延を懸念し、香港政庁における検徴規則を添付している。

英国公使館は幕末以来横浜吉原病院で検徴を実施してきたが、「解放令」によってそれが中止されることを懸念し

たのである。その行動の背景には本国の「伝染病予防法」があった。そのため明治初年から海軍軍医ニュートンによる明治政府への梅毒病院設立の働きかけがなされてきたのである。ニュートンの長崎客死以後も本国より海軍軍医が派遣され続け明治政府への働きかけも行われ、明治九年四月五日検徴施行の内務省令布達が出されることとなる。この直後の七月二十二日、英国公使パークスは寺島外務卿との応接の際、梅毒病院運営のための資料として英国の「伝染病予防法」の実益についての具体的効果を述べている。

さらにその後横浜・兵庫・長崎の各梅毒病院建設とその管轄についての交渉が続けられ、国権に関する外交問題として明治十四年には森有礼駐英公使による英国外務省との交渉が展開され、日本への管轄権の移管が行われる。そして明治十九年には内務省管轄による梅毒検査表の作成が各府県で義務付けられていくのである。

英国国立公文書館の海軍関係資料によれば、一八六四年の「伝染病予防法」成立以来、一八八六年の国内での廃止後も二〇世紀に至るまで、海軍関係資料に「伝染病

予防法」の項目があり、世界各地の状況報告が集約されている。ウィリアム・ウィリスの梅毒に関する報告もこの線に沿ったものと考えられ、またニュートン等海軍軍医による具体的報告も多数見られ、明治五年の「娼妓解放令」に関する報告もある。近代国家の構成要素たる近代軍隊維持のために制定された英国の「伝染病予防法」は、法令そのものは明治政府に取り入れられなかった。しかし「検徴制度」という形でそのイデオロギーであるヨーロッパの「規制主義」が導入され、近代日本の公娼制度が成立・統制されていくのである。そしてそれは国力・軍隊・教育・人口・衛生・家族といった近代化のための装置を支える構成要素のひとつとなったのである。

(九州大学大学院比較社会文化研究科 博士後期課程)